

# 第1章 国立大学等施設の果たす役割

## 1. 国立大学等の使命・役割

国立大学等は、全国的な高等教育機会の均等の確保、世界最高水準の教育研究の実施、重要な学問分野の継承、計画的な人材養成、地域活性化への貢献など、多様な役割を担ってきた。

しかし、我が国は、急速な少子高齢化や人口減少、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化に直面しており、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革の遂行が求められている。

大学は、社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に応えるために、社会における大学の機能の再構築等に取り組み、卒業生・修了生を社会に送り出す必要がある。また、研究の多様化や外部資金による共同研究の増加に伴い、大学に在籍する研究者等は増加傾向にあるとともに、外国人留学生が増加している状況にある。さらに、社会人の学び続ける機会の拡大等の要請もあり、これらへの対応が求められる。

このような中、平成25年には「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日教育再生実行会議第三次提言）、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）が取りまとめられ、これらの方針の下、同年11月には「国立大学改革プラン」が策定された。また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）、「日本再興戦略改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても引き続き大学改革が求められている。

国立大学が平成16年に法人化されてから10年が経過する中、文部科学省及び国立大学は、法人化のメリットを再確認し、変化する社会状況を踏まえた国立大学の役割を改めて認識するとともに、第2期中期目標期間中に設定した「改革加速期間」（平成25年度から平成27年度まで）において、「国立大学改革プラン」に掲げられた事項を中心として、引き続き機能の強化に取り組む必要がある。

また、これらの機能強化を進めるに当たり、引き続き地域連携や産学官連携、国際協力等を通じて社会貢献を果たしていくことや東日本大震災からの復興・再生の実現への取組も求められている。

平成27年6月には、平成28年度から始まる第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たし、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」が策定された。

第3期中期目標期間においては、各国立大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学となることが求められている。

## 2. 国立大学等施設の役割

国立大学等の施設は、前述した国立大学等の使命を果たすための基盤を成すものであり、我が国の将来を担う人材の育成、独創的・先端的な学術研究の推進を使命とする国立大学等の教育研究活動を支え、高度化・多様化する教育研究に対応していくことが求められる。また、魅力ある教育研究環境は、国内外の優れた学生や研究者を惹き付け、教育研究の活性化とともに、産学官連携や国際交流の推進にも重要な役割を担っている。

加えて、国立大学等のキャンパスは、学生・教職員のみならず多様な利用者が活動し交流する公共性のある空間として、地域に開かれた生涯学習の場、災害時の防災拠点としての機能を備えておくことも重要である。さらに、「国立大学改革プラン」においては、国立大学の機能強化の視点として、強み・特色の重点化、グローバル化、イノベーションの創出及び人材養成機能の強化が示されており、今後これらの取組を進める上で施設の対応も必要となっている。

これらの役割にふさわしい、質の高い、安全な教育研究環境の確保に向けて、安定的、継続的な施設の整備充実を図っていくことは、我が国の成長・発展に不可欠なものである。